

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

配 分 金 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員の就業にともなう配分金に関する事項を定める。

(配分金支払いの原則)

第2条 センターは、就業した正会員に対する配分金は、口座振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、振込手数料は会員が負担するものとし、配分金から差し引くことができる。

(支払日等)

第3条 正会員が就業した場合の配分金は、原則として毎月末の締切翌月25日を支払日とする。ただし支払日が土曜、日曜、祭日の場合はその前日に支払うものとする。

(社会的相当配分金の原則)

第4条 センターは仕事の受注に際し、正会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、広島県における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準)

第5条 正会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

平成元年7月1日 施 行

平成2年12月19日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成17年11月28日 一部改正

附 則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行日の前日までに、解散前の社団法人廿日市市シルバー人材センター配分金規約によりなされた手続その他の行為は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規約は、平成24年2月10日から施行する。